



「食品表示法」食品表示基準に基づく食品及び添加物の表示について (1)



2017年11月号
(2024年10月改訂)

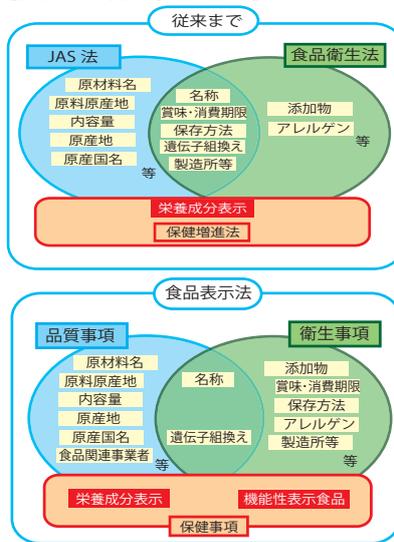
食品の表示に係わる法律

これまで食品及び添加物の表示については、食品衛生法、JAS法、健康増進法等の複数の法律により定められており、非常に複雑なものでありましたが、新たに平成27年04月01日に「食品表示法」が施行され、これまでの三つの法律の食品の表示に係わる規定が一元化されました。(但し、具体的な表示のルールは「食品表示基準」で定められています。)

対象食品	経過措置期間
加工食品及び添加物	平成32年03月31日迄に一般用：製造又は加工・輸入されるもの 業務用：販売されるもの
生鮮食品	平成28年09月30日迄に一般用：販売されるもの

※引用・参照元：東京都食品表示法 食品表示基準手引編

【従来法と食品表示法の違い】



※引用・参照元：東京都食品表示法 食品表示基準手引編

旧制度からの主な変更点

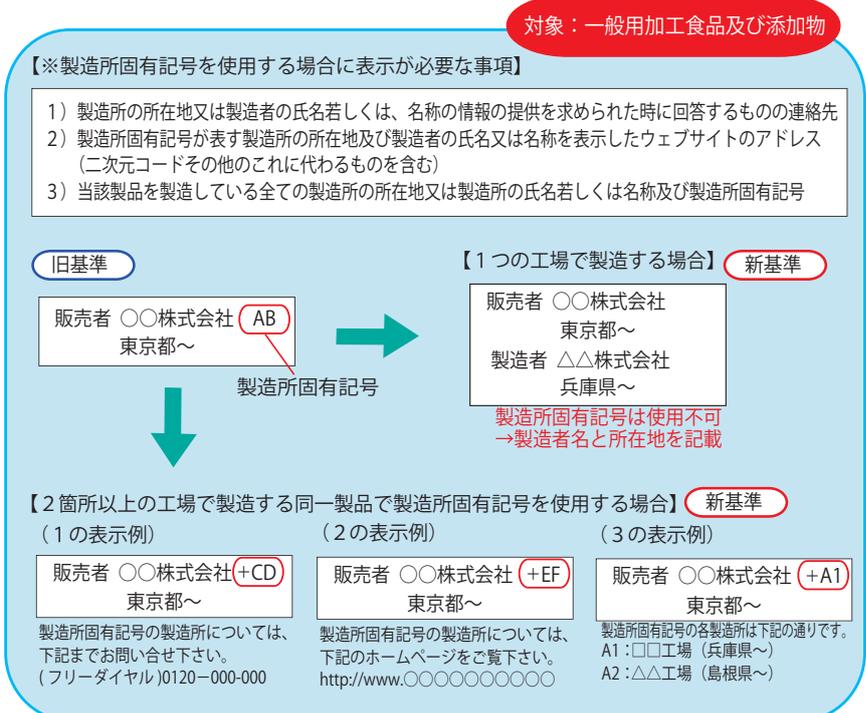
この新しい「食品表示法」では、旧食品表示制度から、主に下記の点が変わっています。そこで、本号では、下記記載の①～③迄の項目についてまとめ、お知らせさせていただきます。

- ① 製造所固有記号の使用方法
- ② 原材料名の表示方法
- ③ アレルゲンの表示方法
- ④ 栄養表示成分の義務化
- ⑤ 栄養強調表示の方法
- ⑥ 栄養機能食品に係るルール変更
- ⑦ 加工食品と生鮮食品の区分の統一
- ⑧ 表示可能面積が小さい食品の表示方法
- ⑨ 販売される添加物の表示方法
- ⑩ 通知等に規定されている表示ルールの一部を表示基準に規定

※引用・参照元：消費者庁 新しい食品表示制度について

製造所固有記号の使用方法に係るルールの変更

製造所固有記号については、一般消費者向けに販売される加工食品及び添加物は、原則として同一製品を2つ以上の工場で、製造される場合に限り、使用可能という形になり、1箇所の工場で製造される場合には使用出来なくなりました。又、使用する場合には、新たに消費者からの問い合わせに対する応答義務が課せられ、右表「※製造所固有記号を使用する場合に表示が必要な事項」の1)～3) いずれかの項目を表示しなければなりません。一方、業務用加工食品及び添加物については、従来通り、同一製品を2つ以上の工場で製造していなくても使用可能であり、応答義務もありません。但し、いずれも新制度に基づく製造所固有記号の取得が必要であり、新制度に基づき取得した記号は、旧制度の記号と区分するため、「+」を冠にして表示するというルールが適用されます。



原材料名表示に係るルールの変更

食品に添加物を使用した場合や使用した原材料に添加物が含まれる場合の原材料名の表示方法については、添加物と、それ以外の原材料がわかるように、「添加物」の項目名を設けて表示するなど、明確に区分して表示するようになりました。

又、これまで原材料を区分せずに重量順に表示することを定めていた「パン類」、「食用植物油脂」、「ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料」、「風味調味料」についても、他の加工食品と同様に添加物と、それ以外の原材料を区分し、それぞれに占める重量の割合の高いものから順に表示することに統一されました。

更に、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化が無い「複合原材料（中間加工原材料）」については、それを構成する原材料を分割して表示することが新たに可能になりました。

【原材料と明確に区分した表示例】

旧基準

原材料名	小麦粉、砂糖、食塩、膨張剤、香料
------	------------------

↑ 添加物とそれ以外の原材料がわかりにくい

新基準

(1. 添加物の項目欄設けて表示)

原材料名	小麦粉、砂糖、食塩
添加物	膨張剤、香料

項目欄を設けて表示

(2. 原材料と添加物を記号で区分して表示)

原材料名	小麦粉、砂糖、食塩/膨張剤、香料
------	------------------

記号（スラッシュ等）で区分して表示

(3. 原材料と添加物を改行して表示)

原材料名	小麦粉、砂糖、食塩 膨張剤、香料
------	---------------------

改行して表示

【複合原材料の分割表示例】

旧基準

原材料名	小麦粉、ココア調整品（砂糖、ココアパウダー、その他）、バター、鶏卵、膨張剤
------	---------------------------------------

● 複合原材料
ココア調整品
● 複合原材料中の原材料
砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、食塩

新基準

(複合原材料を分割して表示する場合)

原材料名	小麦粉、バター、 <u>砂糖</u> 、鶏卵、 <u>ココアパウダー</u> 、 <u>アーモンドパウダー</u> 、 <u>食塩</u> / 膨張剤
------	---

※「ココア調整品」では、単に混合しただけ等、原材料の性状に大きな変化がない為、構成する原材料を分割して表示した方がわかりやすくなることから分割した表示が認められています。

※引用・参照元：東京都食品表示法 食品表示基準手引編 / 食品衛生実務講習（表示講習）教材

アレルギー表示に係るルールの変更

加工食品及び添加物のアレルギー表示については、これまでの「特定加工食品」及び「拡大表記」による表示方法が廃止され、特定原材料及び特定原材料に準ずるもの（以下、特定原材料等）を原材料として含んでいる場合は、原則として、個々の原材料名の直後に括弧書き（個別表示）をして特定原材料等を含む旨を表示することになりました。但し、例外的に原材料の直後にまとめて括弧書きする方法（一括表示）も認められています。

この一括表示を行う場合には、特定原材料等そのものが、原材料として表示されている場合や、代替表記で表示されているものを含め、当該食品に含まれる全ての特定原材料等について、原材料欄の最後に改めて表示する必要が生じます。

尚、個別表示と一括表示を組み合わせることは出来ないことと定められています。

【アレルギーの記載方法】

- ・ 原材料の場合は・・・
⇒ 原則、「原材料名（〇〇を含む）」と記載
- ・ 添加物の場合は・・・
⇒ 原則、「添加物物質名（〇〇由来）」と記載

【アレルギー表示の変更点】

① 2種類以上続けて表示する場合は、「・」でつないで「〇〇・〇〇」と表示する。

② 一括表示は、「原材料の一部に〇〇を含む」から「一部に〇〇を含む」に変更。

【個別表示の例】 **原則**

原材料名	小麦粉、砂糖、卵黄（ <u>卵を含む</u> ）、炭酸水素 Na、ガゼインナトリウム（ <u>乳由来</u> ）
------	--

【一括表示の例】

- ・ 最後にまとめて括弧書きする方法
- ・ その食品に含まれる全てのアレルギーを表示

原材料名	小麦粉、砂糖、卵黄 / 炭酸水素 Na、ガゼインナトリウム（ <u>一部に小麦・卵・乳成分を含む</u> ）
------	--

※引用・参照元：東京都食品表示法 食品表示基準手引編 / 食品衛生実務講習（表示講習）教材

【特定原材料等の品目】

特定原材料 (表示義務があるもの)	そば、落花生、乳、小麦、かに、えび、卵
特定原材料に準ずるもの (表示することが推奨されているもの)	あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、松茸、もも、山羊、りんご、ゼラチン

※引用・参照元：東京都食品表示法 食品表示基準手引編

まとめ

本号で紹介した表示ルールの変更点だけでも、多くの箇所が変更されています。この事から、今一度、「食品表示基準」を確認され、ルールを遵守し、適切に表示されているのかどうか確認されてみられては如何でしょうか。尚、次号も今回掲載できていない変更点について紹介させていただきます。